

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

「YouTube Premium Lite セット (B)」提供条件書

「YouTube Premium Lite セット (B)」(以下「本プログラム」といいます。)は、所定の条件を満たした場合に、YouTube Premium Lite が利用できるプログラムです。

第 1 条 (適用関係)

- 本プログラムは、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)が提供します。
- 「YouTube Premium Lite セット (B)」提供条件書(以下「本提供条件書」といいます。)は、本プログラムに関する条件を定めるものであり、本プログラムを利用する全てのお客さまに適用されます。
- お客さまは、本提供条件書の内容を確認し、ご同意の上で、本プログラムを利用する必要があります。

第 2 条 (プログラム期間)

本プログラムの実施期間(以下「本プログラム期間」といいます。)は、下表に掲げるとおりです。

本プログラム期間	2026 年 6 月 2 日～終了時期未定※
----------	------------------------

※ 終了時期は、確定次第、当社ホームページ等でご案内します。

第 3 条 (対象サービス)

- 本プログラムの対象となるサービスは、YouTube Premium Lite です。
- YouTube Premium Lite は、Google LCC(以下「Google」といいます。)が提供するサービスです。
- お客さまが YouTube Premium Lite をご利用するにあたっては、別途 Google が定める利用規約や条件を遵守しなければなりません。

第 4 条 (提供内容)

- 当社は、本提供条件書に定める条件に基づき、YouTube Premium Lite を利用する権利(以下「本利用権」といいます。)を提供します。
- お客さまが本提供条件書に定める内容で YouTube Premium Lite を利用するためには、当社が定める手続きに従い、本プログラムに申し込みをした上で、第 8 条(アカウント設定)の規定に基づき本利用権を行使する必要があります。
- お客さまが本利用権を行使した場合、YouTube Premium Lite を利用する契約は、お客さまと Google との間で直接成立します。

第 5 条 (申込資格)

「YouTube Premium Lite セット (B)」提供条件書

作成日：2026 年 6 月 2 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

本プログラムに申し込みをするためには、本プログラム期間中に、お客さまが契約している回線（以下「契約者回線」といいます。）において、下表のデータプラン（以下「対象データプラン」といいます。）が適用されていることが必要です。

対象データプラン	データプランペイトク2
----------	-------------

※ データシェアプラスの親回線において対象データプランに加入している場合、親回線は本プログラムの対象となりますが、子回線は対象となりません。

第6条（申込手続）

1. お客さまは、本利用権の提供を受けるためには、前条に定める条件を満たした上で、本プログラム期間中に、My SoftBank 上の専用画面から本プログラムへ申し込むことが必要です。
2. お客さまが「YouTube Premium バリュー特典」又は「Premium Step 特典」に加入中である場合、本プログラムに申し込みを行うことはできません。これらに該当するお客さまが申し込みを希望する場合は、当該キャンペーンを解約し、解約後の契約期間が満了した後に申し込みを行う必要があります。

第7条（契約期間）

1. 当社とお客さまとの間の本利用権の継続的な提供契約（以下「対象契約」といいます。）は、前条第1項に基づきお客さまが本プログラムに申し込みをして、当社がこれを承諾した日（以下「加入日」といいます。）に成立します。
2. 対象契約は、加入日から翌月同日の前日（翌月同日に暦日が存在しない場合、翌月末日）までの1カ月間が契約期間となります。なお、契約期間満了日までにお客さまが自ら解約しない限り、対象契約は翌日から同一期間更新したものとみなし、以後同様とします。

第8条（アカウント設定）

1. お客さまが YouTube Premium Lite を利用するためには、前二条に定める手続きのほか、別途 My SoftBank において、お客さま自身でアカウントの設定手続きを行う必要があります。なお、この手続きを実施するとき、お客さまの Google Account^{*}が必要です。
 - ※ 17歳以下のお客さま名義の Google アカウントを用いることはできません。
 - ※ お客さまが設定する Google アカウントは、YouTube Premium、YouTube Premium Lite、YouTube Music Premium その他国内及び国外の YouTube Premium に含まれる各サービスについて、加入中ではないこと又はこれらの各サービスに加入している場合であっても解約の申し込みが完了していることが必要です。
2. お客さまがアカウントの設定手続きを行わない場合であっても、対象契約が成立した時点から、次条に定める本料金は発生します。

第9条（料金）

「YouTube Premium Lite セット (B)」提供条件書

作成日：2026年6月2日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

お客さまは、本利用権の提供に対する対価として、加入日以降、毎月、下表に定める月額料金（以下「本料金」といいます。）を当社に支払う必要があります。

月額料金	
Google が設定する YouTube Premium Lite の日本国内の Android OS 版価格に対して、10%相当額を割引 ^{※1} した料金 ^{※2}	※現時点では、 701 円/月 ^{※3} です。

※1 Google が設定する YouTube Premium Lite の日本国内の Android OS 版価格（税抜）に対して 10%相当額を割引した金額に消費税等相当額を加算した金額を支払う必要があります。これにより算出される税抜金額に端数が生ずる場合、当社の判断により小数点以下の金額を切り捨てるものとします。

※2 Google が設定する YouTube Premium Lite の日本国内の Android OS 版価格に応じて変動し、当該価格が値上がりした場合は、本料金も値上がりするものとします。なお、本料金の変更が生ずる場合は、事前に当社ホームページ等でお知らせするものとします。

※3 本料金に変更された場合、その変更後は、既に契約中のお客さまも変更後の金額を当社へ支払う必要があります。

第 10 条（支払条件）

1. お客さまは、本料金について、対象データプラン等の通信サービスの利用料金とあわせて、当社へ支払う必要があります。
2. 本料金は、毎月、対象契約の契約期間の初日に発生し、その発生日以降に到来するお客さまの請求締日[※]までの通信サービスの利用料金と合算して請求します。
 ※ お客さまの請求締日は、My SoftBank で確認することができます。
3. 通信サービスの利用料金の支払い債務について、お客さま以外の第三者（以下「支払名義人」といいます。）が支払い義務を負うものと設定している場合、支払名義人に対して、本料金が請求されます。本プログラムを利用する場合は、お客さまの責任において、事前に支払名義人から同意を取得しなければなりません。
4. 前項に関連して、支払名義人と当社との間でトラブル、クレーム又は紛争が生じた場合、お客様の費用と責任において解決しなければならず、当社に損害が生じた場合は、お客さまがこれを賠償するものとします。

第 11 条（遅延損害金）

お客さまは、本プログラムに関して負担する債務の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、遅延した金額に対し、年 14.5%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 12 条（解約）

1. お客さまは、当社指定の方法に基づき申し出ることにより、いつでも対象契約を解約することができます。
2. 前項に基づき解約を申し出る場合、解約手続きの完了日以降に到来する契約期間満了日をもって、対象契約は終了し

「YouTube Premium Lite セット (B)」提供条件書

作成日：2026 年 6 月 2 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

ます。

3. 月の途中で解約その他理由により終了する場合又は本料金の金額が変更される場合であっても、本料金の日割り計算は行いません。
4. お客様は、当社に対し解約を申し出た後は、これを撤回又は取り消すことはできません。

第 13 条（非保証）

1. 当社は、本プログラム及び YouTube Premium Lite の内容について、完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、YouTube Premium Lite の内容について、セキュリティ等に関する欠陥がないこと、不具合が生じないこと、権利を侵害しないこと、期待する水準に達していること、法令、ガイドライン等に適合することその他一切について、何ら保証するものではありません。
3. 当社は、お客様がご利用の端末において、YouTube Premium Lite が正常に利用できることを保証するものではなく、かつ、動作環境に適応させる責任を負いません。
4. YouTube Premium Lite のサービス内容（利用方法、動作環境等を含みます。）に関して、問い合わせ事項又は連絡事項等が生じた場合は、Google が設定する窓口宛にお問い合わせください。なお、当社の窓口では回答することはできませんので、ご了承ください。

第 14 条（責任の制限）

本プログラム又は本提供条件書に関連して発生したお客様の損害について、当社の過失（重過失を除きます。）により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、お客様が損害を被った月の本料金相当額を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害及び拡大損害を含みます。）については、当社は賠償の責任を負わないものとします。

第 15 条（YouTube Premium Lite バリュー特典契約者の特則）

「YouTube Premium Lite バリュー特典」の適用中に、料金プランの変更により対象データプランに加入した場合又は「ワイモバイル」若しくは「LINEMO」から「ソフトバンク」にのりかえ（番号移行）を行い、のりかえ（番号移行）後の料金プランが対象データプランである場合、対象データプランの適用開始日の前日以降に到来する「YouTube Premium Lite バリュー特典」の契約期間の満了日をもって、「YouTube Premium Lite バリュー特典」の適用は終了し、当該満了日の翌日から本プログラムに自動的に移行します。この場合、「YouTube Premium Lite バリュー特典」の満了日の翌日を第 7 条（契約期間）に定める加入日とみなし、本プログラムの契約期間を算定するものとします。

第 16 条（YouTube Premium Lite バリュー特典への移行）

「YouTube Premium Lite セット（B）」提供条件書

作成日：2026年6月2日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

1. 本プログラムの適用中に、料金プランの変更等により対象データプランの適用が終了した場合、本プログラムから「YouTube Premium Lite バリュー特典」に自動的に移行します。但し、次条に該当する場合は、この限りではありません。
2. 前項にかかわらず、「ワイモバイル」又は「LINEMO」にのりかえ（番号移行）を行い、のりかえ（番号移行）後の料金プランが「YouTube Premium Lite バリュー特典」の対象料金プランである場合、本プログラムから「YouTube Premium Lite バリュー特典」に自動的に移行します。
3. 前二項の場合において、対象データプランの適用終了日以降に到来する対象契約の満了日をもって本プログラムの適用を終了し、当該満了日の翌日から、「YouTube Premium Lite バリュー特典」を適用します。なお、以後の契約条件については、「YouTube Premium Lite バリュー特典」提供条件書を適用するものとします。但し、同提供条件書に規定する無料期間の定めは適用されません。

第 17 条（終了条件）

1. 前条に定めるほか、契約者回線において、次の各号のいずれかに該当する場合、それぞれ各号に定める日が属する対象契約の期間の満了日をもって、対象契約を終了します。
 - (1) 契約者回線を解約した場合
回線契約の終了日
※ 本号の規定にかかわらず、「ソフトバンク」から「ワイモバイル」又は「LINEMO」にのりかえ（番号移行）を行い、のりかえ（番号移行）後の料金プランが「YouTube Premium Lite バリュー特典」の対象料金プランである場合、本プログラムから「YouTube Premium Lite バリュー特典」に自動的に移行します。
 - (2) 「電話番号・メールアドレスお預かりサービス」へ加入した場合
「電話番号・メールアドレスお預かりサービス」の適用開始日
 - (3) 譲渡（家族割引のグループ内における名義変更を含みます。）又は承継を行った場合
譲渡又は承継の効力発生日
2. 第 6 条（申込手続）に基づき登録したお客さまの Google アカウントが何らかの理由により停止、無効又は削除された場合、その時点で YouTube Premium Lite は利用できなくなり、対象契約も終了します。

第 18 条（パーソナルデータの取り扱い）

1. Google LLC (<https://policies.google.com/privacy?hl=ja>) は、次の各号に掲げる目的のために、お客さま固有のサービス ID を取得します。
 - (1) 本プログラムの提供、運営又は管理のため
 - (2) 本プログラムをご利用のお客さまからの問い合わせ対応及び本プログラムのご利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のカスタマーサポートのため
 - (3) 本プログラム又は YouTube Premium Lite の利便性の向上、品質改善及び有益なサービス提供等を目的として、

「YouTube Premium Lite セット (B)」提供条件書

作成日：2026 年 6 月 2 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査及び分析を行うため

(4) 本プログラムに関する不正契約・不正利用（不正 ID 取得）の防止及び発生時に調査等を行うため

2. 当社は、お客さまのサービス ID、利用履歴、利用状況等の情報及び当社が保有する通信契約者情報等を含むパーソナルデータを当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第 19 条（停止等）

当社は、システムの保守点検を実施する場合、本プログラムの運営状況その他の予期できない事情がある場合又は当社が必要であると判断する場合は、何ら通知することなく、本プログラムの全部又は一部の提供を停止又は中止することができるものとします。

第 20 条（変更・廃止）

本プログラムは、何らかの理由により内容を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、変更後の内容がお客さまの権利関係に重大な影響を与える場合又は本プログラムを廃止する場合は、本提供条件書に別段の定めがある場合を除いて、第 28 条（提供条件書記載事項の変更について）に定める本提供条件書の変更方法と同等の方法により事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。

第 21 条（禁止事項）

お客さまは、本プログラムに関し、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、行政機関の定めるガイドライン又は公序良俗に違反する行為
- (2) 当社、Google 又は第三者の営業妨害若しくは名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
- (3) 当社、Google 又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 本プログラムを営利目的で使用する行為その他不正の目的をもって利用する行為
- (5) 他人の ID、パスワード、アカウント又は個人情報等の情報を使用する行為又は他人になりすます行為
- (6) 当社又は Google に虚偽の事実を届出、登録又は申告する行為
- (7) 本プログラムに基づく権利義務を譲渡、承継又は担保権を設定する行為
- (8) その他、当社が合理的理由に基づき不適切と判断する行為

第 22 条（当社による解除）

当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告等することなく、対象契約を解除することができるものとします。但し、第 1 号及び第 2 号の場合、当社は相当期間を定めて催告した上で、解除するものとします。

- (1) 本提供条件書に違反した場合

「YouTube Premium Lite セット (B)」提供条件書

作成日：2026 年 6 月 2 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

- (2) 本提供条件書に基づくお客さまの債務の支払いを怠った場合
- (3) 公租公課等の滞納処分を受けた場合又は債務超過の状態である場合
- (4) 破産、民事再生等の法的倒産手続きの開始の申立てがあった場合又はお客さまの財産が強制執行、仮差押若しくは仮処分を受けた場合
- (5) その他当社の業務の遂行上支障がある場合

第 23 条 (YouTube Premium Lite の利用終了)

解約、解除又は終了条件に該当する等、何らかの理由により対象契約が終了する場合、お客さまと Google との間で成立する YouTube Premium Lite を利用する契約についても同時に終了し、お客さまは YouTube Premium Lite を利用することができなくなります。

第 24 条 (不可抗力)

当社は、火災、停電、天災、感染症の流行、戦争、テロ、非常事態等の不可抗力によって、本プログラムの提供が妨げられた場合には、かかる不可抗力によってお客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 25 条 (反社会的勢力の排除)

お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

- (1) 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。））、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。））、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。以下同じ。）に該当しないこと
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
- (3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

第 26 条 (準拠法)

本提供条件書の準拠法は、日本法とします。

第 27 条 (管轄裁判所)

本プログラム又は本提供条件書に関して、当社とお客さまとの間で発生した一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 28 条 (提供条件書記載事項の変更について)

1. 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提

「YouTube Premium Lite セット (B)」提供条件書

作成日：2026 年 6 月 2 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

供条件書の記載事項によります。

2. 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
3. 最新の提供条件書は、当社ホームページ（<https://www.softbank.jp>）に掲載いたしますので、ご確認ください。また、詳細につきましては当社ホームページでも確認できます。

更新履歴

2026年6月2日 作成

「YouTube Premium Lite セット（B）」提供条件書

作成日：2026年6月2日

ソフトバンク株式会社